我が国における義務犯論の系譜と批判的検討

-身分犯論を中心として-

岡

野

匡

将

はじめに

ドイツにおける義務犯論の萌芽と展開

の名宛人の制限論 ロクシン以前の義務犯的思考― ―ナーグラーによる規節

(Ξ) ヤコブスの義務犯論

ロクシンの義務犯論

義務犯論の導入(一九六五年 義務犯論導入以前

一九六五年~一九八〇年代

我が国における義務犯論の系譜

二〇〇〇年代前半頃 一九九〇年代

> (六) 近時の展開

(-)系譜のまとめと義務犯論の現状

正犯原理としての義務犯論に関する批判的検討

おわりに――特別義務という観点そのものに関する展望 身分犯論における義務犯論の主張の更なる検討

Ŧi.

163

一はじめに

状況を、 上で、義務犯論を構成する主張内容の当否に若干の検討を加えるものである。 本稿は、 学説上とりわけ軌を一にすることを知らない 身分犯論の基礎的考察として、 我が国に おける義務犯論の内実と位置づけをその系譜と共に明らかに 「刑法六五条一項と二項の関係」を中心に素描すると共に、 以下ではまず、身分犯論の 現 在の議 した 論 本

稿のように義務犯論を検討する意義を示すこととしたい。

評価され得ることになる。 身分者と同様に扱われるというわけである。このような思考に基づけば、非身分者と雖も、 分犯に固有の不法を完全に実現可能だという因果的思考が存する。非身分者も、 責任身分の個別的作用を定めた規定だと解するものである。 とするのが、 型及びそこでの身分者の地位を、 いることを前提に) という対立軸が設定されよう。これに加えて第二に、身分犯論全体の理解に関わるものとして、 実質的区別説は、 刑法六五条一項と二項の関係」については、 西田典之教授に代表される実質的区別説である。 重要な役割や行為支配といった、 六五条一項が、(法益侵害という意味での) また、 最近では、このような方向性を極限まで推し進めた結果、 特別視するか否かという基本的視座の差異が指摘できる。まず、この両者を 第一に、 各論者のよって立つ正犯原理に適う限りで、 構成的身分犯 同説の根底には、 違法身分の、 加減的身分犯という区分を維持するか否か 非身分者への連帯的作用 非身分者も、 ひとたび違法身分犯に加功すれば、 身分者と共同 違法身分犯を非身分犯化 (身分犯の不法が発生して 身分犯という犯罪 当然に共同正犯 を、 すれば、 同 条二項が、 身 類

す

べきであるという立法論が、

小林憲太郎教授により主張されるまでに至っている。(1)

実質的区別説が登場した背景には、

身分犯の問題も、

違法や責任といった一

般の犯罪論体系に取り込んで説明でき

な

身分を連 な 田 ければならないという、 教授が 帯 個 判例 別化させているとして、 通 説 永は、 同説に限らず共有されるべき問題意識があったと考えられる。 理 論的根拠によらず、 これを明確に批判したのであり、 立法の偶然とも考えられる構成的 実質的区別説は学説上非常に有力な反対説 ―加減的という区別 そしてこのことを踏まえ、

となっている。

ŋ 任 することを前提としている点に向けられる。というのも、 認しておくと、 混 まっているという理論的な問題点も指摘し得る。(3) は 政策的 実質的 実質的区別説が、 があるにもかかわらず、部分的に連帯が認められるが、しかし残る部分で個別化させるべき事情を捨象 区別説は実務での運用に耐えないと考えられるのである。 事情が混在していると考えられる」ため、 実質的区別説は、 第一に、 違法のみに関係する違法身分、責任のみに関係する責任身分という形で、 違法身分-判例・実務に採用されていない。 ―責任身分という区別が、 違法身分―責任身分という明確な区分をすることは不可能 程度の差はあれ、「身分犯はほとんどの場合、 六五条の文言にそぐわないとされる。 その理由として、 私見によれば、 同説に対する主要な批判を二 実質的区別説は、 身分を截然と区 そして、 違法性、 そのような 第二の 一点確 であ 責 批 7 別

その ることによってその妥当性を保てることから、 るとも評し得よう。 合性に関して優れており、 五条の 以上のような難点を踏まえ、 解釈に劇的な変化があることを実際問題見込めないとすると、 解 釈論としては 判例. 判例. 通説の考え方は、 具体的帰結についても、 現在では、 通説を大枠として理論的な修正を加えてい 判例・ 理論 実務で安定した運用がなされてきた。 通 面に問題があることは別として、 説 法定刑の幅が広い現行刑法においては、 の立場が、 逆に実質的区別説に対するアンチテーゼとなっ 学説の側は、 くという路線が現実的だと言わざるを得 純粋に理論的な考察や立法論を除き 法的安定性や六五条の文言との 判例 の一 少なくとも量刑を考慮 貫した態度を鑑みるに、 T

判例

通説と、

構成的

加減的という区別を行う点では一致した上で、

あり、 ような有用な点は抽出するということを念頭に置きつつ、義務犯論を批判的に検討すると共に、 を重く評価するという基本方針を承認する必要があると考えられる。この観点は、 ように、従来より妥当でない点が指摘され、本稿としても全面的に受け入れることはできない。 対に、非身分者の共同正犯性を否定するといった帰結が導かれることになる。 限や身分の一身専属性といった観点を重視し、 定する立場であり、 の名宛人が制限された犯罪類型が認められていることを考慮すると、 れるのが、 非身分者には通常の刑を科すとしていること、そしてそもそも、「身分犯」という、 実質的区別説をはじめとする近時の学説に些か欠けているものであったように思われる。 般に 実質的区別説の対極に位置づけられるものといえよう。 「義務犯論」 にカテゴライズされる諸見解である。 身分の個別的作用が志向され、 解釈論としては、身分犯において身分者の行為 上述の対立軸でいえば、 義務犯論においては、 例えば、 確かに、 義務犯論の姿勢と一致するも 義務犯論の主張には、 通常は、 少なくとも第一次的に規範 身分犯論の今後 そこで本稿は、 義務犯論は両者を肯 しかし、 実質的区別説とは 規範の名宛人 六五条二項 後述 この の検 の Ć 制

とい 5 しかし現在のところ、 で現れるに至っており、 内部で更に見解のバリエー 分犯論のみならず、 かにすることで、 ただ、 う名の下に主張される様々な見解を系譜的に整理し、 本稿においては、 身分犯論を議論するにあたっての土台形成に一定の寄与を成すことをまず目的とする。 不作為犯論をもその内に取り込んだ抽象度の高い議論であったところ、 我が国における義務犯論の系譜を総括するような文献は見当たらない。 義務犯論の内実が非常に不明瞭なものとなってしまっているのである。 義務犯論の系譜に厚く紙幅が割かれることになる。 ションが見られるようになったと共に、 とりわけ身分犯論における義務犯論 最近では過失犯を義務犯であると主張する見解ま というのも、 義務 我が国においても、 本稿は、 の内実と位置づけを明 このような状況下で 犯論は本 「義務犯論 来 的に、 身 討指針を示すことを試みたい。

異なる理解を示すものとして挙げ

ように見える。

ただ、ここで注意が必要なことは、

当時の学説が、

真正特別犯、

とりわけ真正職務犯罪において、

ライヒ刑法典五

ドイツにおける義務犯論の萌芽と展開

れることになるドイツの見解を概観しておくことにする。 本章では、 我が国における義務犯論の系譜を辿るにあたっての前提的 理解を獲得するため、 その系譜上主 に参照さ

(--)口 クシン以前 の義務犯的思考 ナーグラーによる規範の名宛人の制 限

ナー 性を有すると評価されるのは、そのような義務者のみである。また、ナーグラーは、普通犯と不真正特別犯は同性を有すると評価されるのは、そのような義務者のみである。また、ナーグラーは、普通犯と不真正特別犯は同 基礎づけられ、特別犯の本質は、このような規範の名宛人の制限、及び特別義務違反にあると考えた。 るのが、ナーグラーである。ナーグラーは、特定の集団に属する者のみが法益侵害可能である場合と、 定したものであり、 法的義務に基づいていると考えたため、真正特別犯のみを特別犯であるとしていた。このような理解に基づ のみ命令することで法益保護が果たされると思われる場合に、そのような者らにのみ服従を求める特別義務の範囲 創唱したことに始まる。もっとも、 そのような思考を採用すると共に、 務犯論は、 グラーのモノグラフィーが出版された当時、 ドイツのクラウス・ロクシンにより展開されたものであり、 真正特別犯の共犯の解釈は開かれたものであったところ、非義務者はおよそ処罰され得ないか ロクシン以前から義務犯的な思考そのものは存在していた。 初めて特別犯(Sonderdelikt/Sonderverbrechen)に本格的な検討を加えたとされ ライヒ刑法典五〇条が、不真正特別犯の共犯に関する処理 彼が 「義務犯」という新たな犯罪 従って、 特定の集団 のみを規 け 類 正 ば、 犯 の の が

していたという事情である。ナーグラーの関心もまさにそこにあった。そこでナーグラーは、(5) 特別犯への加担行為を禁じる「一般的二次的服従義務」が課されていると考えたのである。このことから、ナー 合することによって法益を侵害することが可能になるため、法益保護の観点からは、非義務者にも、 非義務者も義務者と結 少なくとも真正

○条にいう一身的資格または関係(persönliche Eigenschaften oder Verhältnisse)を有さない者の共犯処罰を共通の目標と

ラー るものを認めることによって彼自身が覆していると批判され、受容されることはなかった。しかし、(3) たり得る者は、 ナーグラーの見解は、 は、 非義務者は真正特別犯の正犯とはなり得ないが、狭義の共犯としては可罰的であるという。 (空) 義務者に限られる」という命題は一般的に承認され、(ほ) 特別犯における規範の名宛人は義務者に限定されるという前提を、一般的二次的服従義務な ロクシンの義務犯論へと発展していくことにな 「特別犯 の正犯

ロクシンの義務犯論

る。

理として妥当させ、 確な基準を確保しようとした。 クシンは、 の犯罪類型があることを正面から認め、そのような類型には別の正犯原理を妥当させることで、常に正犯性判断 義務犯論は、 正犯者を「具体的な行為事象の中心人物」であるとした上で、通常は行為支配(Tatherrschaft)を正犯 ロクシンのモノグラフィー、『正犯性と行為支配』(一九六三年)において提唱されたものである。 そのような犯罪類型を「支配犯」と呼ぶ。ただロクシンは、 それでは正犯性を判断できない二つ 0) 原 明 口

型 般に他の法領域に由来する、 その一つは、 すなわちロクシンが創唱した「義務犯」である。 犯罪行為の自手実行を正犯原理とする「自手犯」であり、ここで問題としているのは、 刑法外の義務の侵害が正犯性を決定する唯一の要素となる犯罪のことである。(『) ロクシンのいう義務犯とは、 論理的に刑法規範に前置され もう一つの ただ、 義 類

務犯論は あくまで正犯原理であって、 その処罰根拠は法益侵害にあるとされる、(ミヒ)

理人が、 という別の正犯原理が妥当している犯罪類型があることを指摘し、この問題を回避したのである。(空) 該当行為を行い得ないため、 によれば、 わ ゆる 口 シ 「身分なき故意ある道具」にあたるが、この場合、 ンが、 自身の管理する金銭を隠匿するよう本国の第三者に頼むというような背任罪の事例である。 「義務なき行為支配者」と「行為支配なき義務者」 特別義務違反という正犯原理を認めるにあたって念頭に置 正犯としての責任を問える者がいなくなってしまう。そこでロクシンは、 仮に行為支配を正犯原理としてしまうと、 が存在することになり、 かれた事例は、 非義務者は単独では構 例えば、 外 この 国 口 クシ 特別義務 事 る財 ン 例 成要件 の 産 違 理

とい が、 的な義務」という意味での特別義務違反のみが、 四八条) クシンの門下生であるパリオナ・アラナによれば、 ても行為支配を正犯原理とすることはできないのであり、 なお、 「別義務が課されていると評価される者は、身分者(この事例では公務担当者) .を単独で管轄するA.のみに特別義務が課されていると理解されている。 ま うの tz 同 僚 よう促す」(傍点引用者)場合、「A」は正犯で、A』は狭義の共犯である」という。ここでは、(3) ŧ, 誤解してはならないのは、 口 \widehat{A}_2 クシ 口 (従ってまた公務担当者) クシンによれば、 ン の義務犯論の射程は、 不作為によって事象を支配的に操縦することは不可能であるため、 我が国でいう身分者が常に正犯と評価されるわけではないということである。 に、 特別義務違反が問題となる身分犯のみならず、 (A が管理する) 正犯性を基礎づけるとされる。 例えば、「ある不動産登記簿を単独で管轄する公務担当者 ここでも、 不動産登記簿に不実のデータを記載する 「構成要件的に記述された結果を回避する具体 つまり、 において更に限定され得るわけである。 具体的な犯行事象との関係 不作為犯全般にも及んでい 当該不動産登 不作為犯にお (ドイツ刑法典三 \widehat{A}_{1} 記 口

(Ξ) ヤコブスの義務犯

する。 う点が重要なのである。また、ヤコブスは、社会的接触を可能にするためには、以下に見る二つの領域において、(ミミ) 行為者が規範を尊重するであろうという安定した規範的予期が必要不可欠であるとして、規範妥当の維持を刑法益と 能ではあるが、 支配犯か義務犯かという区別が決定的である。というのも、 義務犯論を、 財の保護は、それに媒介されて問題となるに過ぎず、規範違反によって犯罪の処罰根拠が形成される。(ミイ 作為・不作為の区別という自然主義的・事実的なことは重要ではなく、「人間への結果の帰属」とい その独自の犯罪論体系において更に展開したのは、ヤコブスであった。ヤコブスの体系においては 支配犯・義務犯のそれぞれに作為・不作為形態を観念可

らないとするのである。 ことである。ヤコブスは、 る社会秩序は、 いると理解する。それにもかかわらず組織化領域を拡張した者は、その拡張によって生じた結果の責任を負わねばな 可能であるという。 ヤコブスにおける支配犯とは、組織化管轄に基づく義務 全ての人格に、自己の領域を超えて他の組織化領域を犯してはならないという消極的な義務を課して そして、支配犯においては、行為支配に対応する、 個々の人格がそれぞれ自由に組織化できる領域を有しているということを前提に、 (消極的義務=ネガティヴな義務) 拡張の「量」によって正犯と共犯の区 に違反する犯罪の あらゆ 別

が

護しなければならないという特別な義務が課され得ることを、 において形成されている 身専属的に課される無媒介的なものであるので、 他方で、ヤコブスのいう義務犯とは、 ヤコブスによれば、 制定 に基づき、 他の人格と共同世界を形成する 制度的管轄に基づく義務 仮に一定程度自由が制限されるとしてもなお、 他者との役割分担ということはあり得ず、 認める必要がある。そして、 (社会を存続させていく)ためには、 (積極的義務=ポジティヴな義務) そのような特別 積極的に一定の法益を保 義務者は常に正犯と評 に違反する犯罪 その時々で社会 Ö

て、これと全くもって無関係とはいえないからである。(図) て制度を攻撃したことにあるとされる。 価され、 非義務者は狭義の共犯にしかなり得ないという。ここで、 なぜなら、 非義務者も社会において 非義務者による共犯の処罰根拠は、 「制度」 の恩恵を享受しているのであっ 義務者を通じ

四 小 括

は、 観点が看取される。 イ 根拠としても把握し、 そして、ロクシンの後、 合に、特別義務違反という新たな基準が妥当する犯罪類型を指摘する、 ツの議論 F 真正特別犯において、 イ ・ツに からは、 おいてロクシンにより創唱された、 規範の名宛人の制限、 独自の犯罪論体系の構築まで行うヤコブスの立場が現れた。このように、 義務犯における特別義務 規範の名宛人が第一次的に義務者に制限されているという、ナーグラーの規範論 正犯原理、そして義務違反を軸とする処罰根拠や犯罪論体系という異なる 原型としての義務犯論は、 (積極的義務) 違反を、正犯原理としてのみならず、 「正犯原理」としての議論であり、 行為支配の有無で正犯性を判断できな 特別義務をめぐるド 義務犯の処 その萌 にあっ Ų١ 罰 た 芽

三 我が国における義務犯論の系譜

開されていっ 本章では、 我が たのか、 国におい その系譜を辿ることを試みる。 て、 前章で概観したドイツの 議 論 が参照されつつ、 どのように義務犯論をめぐる議論 が 展

意義であった、 あらかじめ、 正犯原理を中核として議論を展開する見解があり、 我が国の義務犯論による主張 0) バ IJ エー ショ その中でも、 ンを提示しておく。 義務犯において、 第一 に、 特別義務違反を唯 義務犯 0) 本

身分概念の限定を志向するものがある。 る立場がある。 する立場や、 に完全に連帯しないことによる影響に着目する見解がある。 面 的 の É に非身分者の共同正犯性を認める立場がある。 犯原理とする立場、 それだけでなく、 第三に、その他の立場として、純粋に特別義務という観点から犯罪の構造を解明しようとするものや、 特別義務違反を少なくとも正犯性の必要条件であるとする立場、 非義務者が共同正犯になり得ないことや、 むろん、 以上の観点が重畳的に考慮される場合も多いが、 第二に、 その場合、 特別義務が一身専属的であるため、 非義務者の共犯の特殊な処罰根拠のみを構 相対的な非義務者の当罰性の低さも承認す また、 その違反が非義: 部分的 以下では、各論者 あるい は全 想

一義務犯論導入以前

義務犯論の捉え方にも留意することにしたい。

千仭博士によってナーグラーの見解が紹介されていたのである。その上で、実際に構成的身分犯の本質を特別義: 反と捉える見解が存在していた。 まず、 義務犯論が導入される以前から、 既に特別義務に着目する思考が持ち込まれていた。 一九三五年には、 務違 佐伯

身分を広く捉え、 構成スル』 する身分ある者についてだけ、その義務違反によって、 身分ある者がその身分によって一定の義務を負担させられている点にあり、 した上で、「もと刑法第六五条第一項に規定せられている身分犯は純正身分犯であって、純正身分犯の本質は その代表的論者として、木村亀二博士が挙げられる。 犯罪とせられるのである」とし、一項の身分を構成的身分犯における特別義務に限定した一方で、二項の 「刑の加重・減軽の原因たる地位・資格・状態であればよい」と主張した。(※) 木村博士は、 犯罪の成立があり、 ナーグラーをその内に含むドイツの文献に依拠 従って、本来は、そのような義務を負担 その意味において、『身分二因リ犯罪ヲ 定の

〕 義務犯論の導入 (一九六五年)

が国に おける義務犯論は、 一九六五年、 中義勝博士によって、 ロクシンの 『正犯性と行為支配』 が紹介されたこ

とに始まると考えられる。

て、 他 唆的形態にとどまる義務違反は、 おける背後の身分者につき、特別義務違反があれば直ちに未遂犯が成立するという事態が発生する恐れを指摘し、 のように評価した。 面、それが作為による法益侵害を内容とするかぎり、支配犯としての性質をも具備するものではなかろうか」とし 中博士は、 作為犯の場合に特別義務違反を唯一の正犯原理とすることを疑問視する。また、身分なき故意ある道具の事例に(③) ロクシンの義務犯論を「まったく無批判のまま安易にうけいれることは許されない」とした上で、「읭」 まず、「すくなくとも、 未だ構成要件の想定する義務違反とみるべきでないとしている。 作為の義務犯は、 一面において義務犯たるの性質を保持するとともに、 以下 教

5 か う評価があり、 5 れているが、ここでは、 他方で中博士は、 特別義務違反が唯一の正犯原理となることに肯定的である。「不作為犯はつねに一種の義務犯である」と述べ その上で、保障人的地位と特別義務者が同視されているものと推測される。(※) 義務犯が不作為によって犯された場合には、不作為犯には独特の正犯原理が妥当するという理 義務犯構成以前の理解として、保障人による作為義務違反があれば正犯性要件を充たすと 解

受容する可能性を認めていたと評し得る。 致しただけであるとすれば、 以上を踏まえると、 中博士は、 中博士においてはわざわざ義務犯論を受容するまでもないということになろう。 ロクシンの義務犯論に疑問を提起しつつも、 もっとも、 中博士の不作為犯に対する理解が、 部分的には我が国に 義務犯論 おい の帰結と部分的 て義務犯

体は正当な問題意識が存在した。

三 一九六五年~一九八○年代

献が登場し始める。そこには、共犯と身分の問題は、 その後しばらくは、 義務犯論を紹介・検討する文献は現れなかったが、一九八○年代頃、義務犯概念に好意的な文 共犯論のみならず身分犯論からの検討も要するという、それ自

要条件であるとすると共に、身分概念の限定を志向した立場であるといえよう。 するだけでは、身分犯を充全に基礎づけることはできない」という、義務犯論に好意的なその後の論者も依拠する観 学の知見を参照し、 点を示し、非身分者が身分犯の共同正犯となることを否定した。上野教授は、 る広範な身分概念を批判し、地位概念に身分概念を限定する。そしてロクシンの義務犯論を紹介し、「因果論に依拠(※) 口 クシンの義務犯論を紹介し、身分犯の本質を特別義務違反に求めた藤吉和史教授のほか、 (③) 地位占有者は社会において一定の積極的な役割を担っているということを指摘しつつ、 特別義務違反を少なくとも正犯性の必 上野幸彦教授は、 判例によ 社会

一九九〇年代

(四)

られる、 九九〇年代になると、 松宮孝明教授の見解が現れた。その後は主に関西圏で、次第に義務犯論に好意的な見解が増えていくことに その門下生たちをはじめ、 義務犯論に好意的な後の論者に少なからぬ影響を与えたと考え

1 松宮孝明教授の見解

なる。

松宮教授は以下のように、 特別義務が一身専属的であるため、その違反が非身分者に完全に連帯しないことによる 以上を踏まえて、

種 松宮教授は、 非身分者が共同正犯になり得ないことや、 々の影響に着目した上で、 積極的に正犯原理を展開する立場とはいえないであろう。 構成的身分犯の場合にのみ、 非身分者の相対的な当罰性の低さを承認するという見解を採る。 非身分者による共犯の特殊な処罰根拠を構想すると共に、 以下では、系譜上重要である松宮教授の見解

やや詳しく確認しておこう。

の つかの例外をも踏まえると、構成的身分の連帯は自明の前提ではなく、(4) 批判的検討対象として掲げているのである。そして、 制限従属性説を、 の必要条件にすぎない」ため、 み連帯するのだと松宮教授は説く。 まず、松宮教授の見解には、 「違法は連帯的に、 同説によって違法の完全連帯は導かれないと指摘する。これに加えて指摘される 実質的区別説に対する異議申立てという意味合いがあった。 責任は個別的に」というスローガンの下に理解する実質的区別説を、 制限従属性説は、「正犯の構成要件該当・違法行為は共犯成立 むしろ、特別な理由により、 というのも、 しかも部分的 松宮教授は 明示的 に

では法益が保護されていないと解される。(※) 正 正 い め、 ることからすれば、 確性」しか保護していないと考えられるし、収賄罪では、 確な理解ではない。 そして、「特別な理由」につき、「法益 端的 に「公務員の忠実義務」を担保すればよい。従って、構成的身分犯において、一般に、非身分者との関 なぜなら、 一五六条の虚偽公文書作成罪は、「公務員の真実義務で担保できる限りでの、 例えば、 の保護ないし結果の防止」 刑法一五七条が特定の公文書に限って非公務員による不実記載を処罰 公務員による特別義務違反がなければ不法は発生しな が直ちに想起されるが、 松宮教授によれ 公文書の にばこれ り内容 係 0 7

を図るもの」であり、 松宮教授は、「六五条一項は、 非身分者による身分者の義務違反の誘発・促進を処罰することで、 構成的身分犯における「身分なき共犯の処罰根拠は、 通常の共犯の場合と異なり、 法益保護のいっそうの充実 『正犯と共

身分者による義務違反の処罰だけでは法益保護にとって十分でな

構成要件該当結果の違法な惹起」 非身分者との関係では法益が保護されていないため、このままでは、 このことは、 に結果を惹起した』 の共犯を処罰することを定めた六五条一項を説明するためには、非身分者による共犯独自の、「共犯者用 が、 各構成的身分犯規定と六五条一項により合成されるのだと考えるわけである。そこでは、「身分者の特」 混合惹起説に基づき主張されていると考えられる。すなわち、 点にはない」として、 が存在し得ないことになってしまう。そこで、それでも非身分者による構成的身分 構成的身分犯の場合に、 非身分者による共犯の特殊な処罰根拠を構想 混合惹起説により要求される、 上述のように、 構成的身分犯に 「共犯からみた の構成 莂

になり得ないという。加えて、ロクシンと同様、(生) 分担することができないということに加え、六五条一項の沿革において、 |犯罪行為を共に犯したる」という文言が「犯罪行為に加功したる」に修正されたことを挙げ、 松宮教授によれば、「義務犯」型の構成的身分犯では、非身分者はたとえ身分者と共同しても、 「身分なき共犯と別異に扱う合理性はない」とされる。(4) 特別義務に違反していないと評価される身分者が身分犯に加功した 非身分者による共同正犯を否定する趣旨で、 非身分者は共同 実行行為を 正 犯

混合惹起説における共犯固有の不法を惹起可能だと説明されるのであろう。(45)

務違反を誘発・促進すること」が、「共犯者用の構成要件」における「結果」であると考えられ、

従って非身分者も

このような違法性の差異は、 切に評価するためには、 るかもしれないが、 的違法身分犯の場合、 加減的身分犯に加功した非身分者には、六五条二項のみが適用され、 なお、 一で述べたように、松宮教授は、 自ら特別義務に違反した身分者の違法性の方が比べるまでもなく高いため、このことを量刑上適 非身分者の行為の違法性は、 非身分者に六五条二項を適用すべきだとされ、 当然構成的身分犯の場合にも看取されるため、 六五条一項と二項の関係については、 付加的法益侵害に加担している場合に、 基本犯が成立するとしてい 暗に実質的区別説を批判されている。 六五条一項における減軽規定の導入を高 基本的に判例・通説に従ってお 基本犯よりもやや高くな る。 加 重

く評価すると共に、 違法身分であっても個別化を拡大すべきであり、 六五条二項が原則であるとする。(48)

松生光正教授の見解

2

も に限定されるとするのである。 るため、 定基準としてヤコブス流の義務犯論を持ち出す。つまり、 条を例外規定というためには、 従属しない要素である責任要素は身分概念に含まれず、身分には違法要素のみが含まれる。 理解しようとすると、「『身分』とは、完全に従属する要素でもなく(第二項)、全く従属しない要素でもない の広範な身分概念や、それに基づく従来の六五条解釈を批判する。松生教授によれば、六五条一項と二項を統(咎) 用される身分概念も限定的に理解すべきであり、また六五条は従属性原理を修正するものであるとして、 生教授はまず、 いることを「身分」と解することで、 そ それが法益侵害により構成されている場合には、非身分者も因果的に完全にそれに関与し得るのであって、 その中間的ないわば制限的にあるいは不完全に従属的な要素ととらえることが可能」である。そのため、(ۦ) のほか、 義務者と非義務者の違法性の差異、及び従属性原理の緩和が説明可能になると共に、 この時期に身分犯論において義務犯論の主張を採り入れた論者として、 刑法六五条は例外規定であるということを所与の前提として、これを強調する。 違法要素を更に限定したものを身分と解さねばならない。ここで松生教授は、 当該義務が課せられる規範領域にはそもそも非義務者が含まれていないとい ヤコブスのいう「制度的管轄に基づく義務」が課 松生光正教授が挙げられる。 ただ、 正犯者の範囲は義務者 従って、 違法要素とい 判例 六五条が せられ その (第 的に 六五 って 通 Ž 説 松 7 限 適

松生教授は、 、スの犯罪論体系や犯罪の処罰根拠論までは受容しない)と共に、 身分概念の限定を強く志向 そのためにヤコブスの制度的管轄という説明のみを受容する 特別義務違反を少なくとも正犯性の必要条件である (従って

とする立場といえる。

者との間

に齟齬が生じていき、

(H) 二〇〇〇年代前半頃

した、 されたといってよい。 二○○○年代前半頃には、義務犯論を批判的に検討する文献が現れ始めると共に、義務犯論を正面から検討対象と 平山幹子教授によるモノグラフィーが現れた。 しかしその後は、 嚙み合った議論が困難になってしまったように思われる。 あくまで法益侵害や因果的思考を基軸とする論者と、 系譜においてはこの時期に、 義務犯論をめぐる議論が最も 義務犯論に好意的な論

平山幹子教授の見解

1

から、 るなら、この要件によって因果力を補塡しなければならないが、それは不可能なことだからである。 (®) 有無にある」ところ、 要件とすることはできないとする。 犯罪に妥当する正犯原理たり得ないというロクシンの理解を出発点とした上で、「保障人的義務」を不作為犯の特殊 平 そこで平山教授は、 まず、平山教授は、「不真正不作為は作為と同価値で同置できるがゆえに作為犯規定の適用を受けるはず」である いて特別義務違反を唯一の正犯原理とする共に、 山教授は、 作為犯と不作為犯とでパラレルな正犯原理が用いられるべきであるということ、また、「行為支配」は全ての 不作為犯論を中心に、 作為と不作為の同価値性を担保するために「保障人的義務」を不作為犯の特殊な処罰要件とす ヤコブス流の支配犯と義務犯の区別を採用する。 というのも、 義務犯論の本来的意義であった正犯原理を中核として議論を展開し、 平山教授の理解では、「そもそも作為と不作為との差異は因果力の ヤコブスの犯罪論体系を基本的に受容するという立場を示した。 つまり、 支配犯においては作為・不作為を通 義務犯に

じて

組織

化を拡張した量」により正犯と共犯を区別し、

正犯と評価することで、平山教授の志向した、作為犯と不作為犯におけるパラレルな正犯原理を実現可能というわけ

義務犯においては作為・不作為を通じて義務者のみを常に

である。

れる、すなわちまさに「他を排している」、「特別の義務者的地位」が対応していると主張した。(ミヨ) 能であるとする。そして、 ことである。 更に注目すべきは、 平山教授は、 平山教授が、 前者には組織化管轄における「拡張の量」が対応しており、後者には、 「排他的支配」概念は、 義務犯論と我が国における 規範的観点から、「支配性」と「排他性」という二元的 「排他的支配」 概念を接合させ、 独自の展 身専属的に課さ な理 開 した が 可

構成要件該当性の関係を意識した限定の必要性を示唆している。 保護責任者遺棄致死罪 惹起犯の正犯として捉えることが日本ではかならずしも容易ではなく、『義務犯』として正犯の責任を問うとすれば 平山教授も、積極的義務に違反した不作為があったからといって、それを「傷害致死罪や殺人罪など、 (刑法二一八条) などの規定によらざるを得ないのではないか」として、 特別義務違反行為と

とをもって、非身分者も狭義の共犯としては負責されるという。(②)(®) れる組織化行為については、身分者との分業が可能である。 ることはないが、 轄に基づく義務)の侵害は一身専属的なものであり、連帯することはあり得ず、非身分者が間接正犯や共同正犯とな なお、 平山教授は、義務犯としての身分犯の共犯の問題を以下のように理解する。(第) 非身分者も組織化管轄に基づく義務の違反は可能なのであり、 従って、 当該組織化行為を通じて「制度」を攻撃したこ 身分者の特別義務違反に伴って行わ すなわち、 特別義務 (制度的管

2 義務犯論に批判的な見解

これに対して、義務犯論に批判的な見解も展開された。

ということはな」く、 まず、 内田文昭博士は、 例えば、 「仮りに、『義務犯』という範疇を前提とするにしても、 「収賄を教唆した公務員や幇助したにすぎない公務員を、義務違反の故に一律に正犯 義務違反が、 直ちに正犯たりうる

で正犯性判

断のための重要な一資料にとどまるということが示唆されている。

博士は、 義 とすることは、 務違反 の は があったとしても、 当然である」と述べており、 不作為犯についても、 通説 判例の伝統的な考え方を根底から覆すものといわなければならない」と主張する。(3) その構成要件該当性を判断しなければならないということや、 「具体的な場合に応じて、 ロクシンやヤコブスの主張は その不作為のもつ 「形式的にすぎる」と批判する。 『重み』 の差異を考慮しなければな 特別義務違反は、 ここでは、 また、 あくま 特別 内 5 田

罪は確かに存在するが、 松宮教授の議論 正 という側 止 とに対する疑問 るという理 たにお 犯不法の 罰とする未遂の教唆が、 次に、 め方があり得るとした上で、それらの問題点を指摘する。一つ目は、 Ų١ ・ても、 島 面 誘発・ があるが、 解であり、 田 聡 が挙げられる。 は、 共犯の処罰根拠には正犯の不法の誘発・促進という側面と自らにとって違法な結果の 郎教授は、 促進のみで、 結果の存否の問題と、 身分犯においては後者が欠ける」という理解であり、この場合には、 これに対しては、「あまりに便宜的であり、 それは、 身分犯においては可罰的となってしまうという批判が向けられる。 まず身分犯論において、 減軽された形であれば処罰が可能となってしまうと批判される。(音) つまり、 結果の発生を前提として行われる正犯性判断とは異なる問題なのである。 身分者による故意の義務違反がなければ、 結果が生じた場合の正犯性の問題とを同じ問題として議論されてい 松宮教授や平山教授による身分犯の処罰根拠論には二つ 貫性を欠く」ということに加え、 身分犯においてのみ不法共犯論を採 そもそも結果不法が発生しな 通常の犯罪に 二つ目は、 更に、 (間接的) 松宮教授も不 「ロクシン お 「通常 用 いても の受け 惹起 7 0) 犯 犯

て処罰

するほかない」

ため、

不真正不作為犯の単独正犯として処罰することは許されない」し、そもそも、

特別義務違反があったからといって、

「作為による幇助よりも軽く評価されるような行

「一定の社会生活上の地位

に基

あくまで作為犯の条文のみを根拠とし

ノ刑法

三条のような不真正不作為犯の条文は存在せず、

不真正不作為犯は、

不作為犯論においても以下のような批判を加えている。

すなわち、

「わが」

国においては、

イ

加えて島田教授は、

でも、 づいて負っている刑法外の義務から、 特別義務違反があったとしても、 刑法上の作為義務が導かれることの理論的根拠が明らかでない」。 更に構成要件該当性を判断する重要性が示されている。 やはりここ

との関係が不明確であるといった批判を行っている。(&) と主張する。また、 者に法益侵害可能性がある場合でも、主体を「典型的な類型、要保護性の高い類型に限定」しているからにすぎない 人が制限されているからではなく、直接単独正犯の形態では身分者しか法益侵害可能性がないから、 また、実質的区別説の主唱者である西田典之教授も、身分犯において行為主体が限定されているのは、 島田教授と同様の、 松宮教授における不法共犯論に関する批判や、 特別義務違反と違法性の実質 ある 規範の名宛 いは非身分

(六) 近時の展開

は、 示していた。では、 どのような「制度」 平 各論的検討を総論的な議論に収斂させ、従来の解釈論、 山教授は、 そのモノグラフィーの最後で、 近時の義務犯論は、どのような展開をみせているのだろうか。 が前提とされているかを探るという意味でも、義務犯論は有用であり、このことを踏まえて今後 ある領域 (特に環境変化の激しい経済犯罪) で何が犯罪的意味をもち、 延いては立法論との架橋を図るべきであるという展望を

1 身分犯論

(1) 松宮教授の見解を継承する見解

はじめに、 身分犯論において、 松宮教授の理解を色濃く受け継ぐ、すなわち、 基本的に三四1の冒頭で示した立

を採る諸見解を確認する。

まず近時、 佐川友佳子教授による、 我が国、 ドイツ、 及びオーストリアの史的検討を含む詳細な研究が現れた。 佐

ツでは、

身分犯の可罰性を基礎づけるのは、「身分を有する者のみが侵害し得る領域への侵害」であるという理

解

が

イ

義務犯の構想に繋がっていったのであるが、身分犯の成立には身分者による特別義務違反が決定的で

浸透していき、

あ Ш れた規定にとどまるのであって、 典二八条一項は、 って、 教授によれ 各関与者毎に、 ば、 あくまで、 我が国とドイツにおいては、 個別的に判断されるべきものと考えられて」いた。 構成的身分犯に加功した非身分者を不処罰とするのは望ましくないために新たに設 両規定における一項と二項は、「本来的に矛盾を背負ったものである」。また、 その史的展開を踏まえると、「身分は本来一身的に作用するも 我が国の刑法六五条一項や、 F イツ 舸 ۴ け 0 5 で

分犯を責任身分犯とする処理が行われているという見解の存在を確認し、そうであれば、 任身分犯に加功した非身分者が不処罰となるのが妥当でないことから、 きておらず、このことも身分犯における因果的アプローチの限界を示している。 非身分者が自ら身分犯の不法を惹起できない場合に、 用 ある以上、身分犯における因果的アプローチには限界があり、そこではそのような義務犯論の考え方が妥当である。(マノ の観点からも、 したオー 方で、不法身分の連帯的作用、 最終的 ストリアにおいても、身分者による特別義務違反が犯罪成立にとって決定的な役割を果たす、すなわち、(トン) 構成的 に佐川教授は、 加 減的という判例・ 我が国の判例・学説の批判的検討をも踏まえ、 責任身分の個別的作用という、我が国の実質的区別説に類似した処理を明文で採 通説の区別に一定の合理性があるのではないかとされる。 各人を正犯と捉えるはずの統一的正犯体系を貫徹することが 結局、 構成的身分犯を違法身分犯、 また、 松宮教授の六五条解釈を継 オーストリアでは、 罪刑法定主義や法的安定性 構成: 加減的 承するに 的 身 責

5 あ ŋ 構成的身分犯において非身分者は共同正犯者になり得ないとし、松宮教授の六五条解釈を継承している。 非身分者は自ら身分犯の構成要件的不法を作出できず、 金子博 准 教授も、 ド イ ツの共犯 の処罰根拠論を概観した上で、 身分者と非身分者の答責領域がそもそも異なることか 構成的身分犯の規範の名宛人は身分者のみで 至るのである。

る 該決定(及び高裁判決)においては、「誰が構成的身分犯の規範に違反したのかという事実が曖昧になってしまって 為」であるから、 第一に、六五条が対象としているのは、「身分によって構成される犯罪」ではなく、「身分によって構成される犯罪行 たらず、 成二九年六月七日 LEX/DB25546821 が批判される。 (求があったときに虚偽の説明をしたとして、共謀共同正犯を認めたことを問題とするのである。 六五条一項の適用の前提となるべき事実」を明確に認定できなくなってしまう。(②) が、「非身分者でも身分犯の 説明義務者ではない、つまり非身分者であるとされた被告人に対し、 市川啓氏は、 身分者自身が虚偽の説明をしていなければ、そこに犯罪行為は存在しないはずである。第二に、 間接正犯論の研究において、 (共同)正犯になることを安易に認めれば、身分者が身分犯の規範に違反したとい 身分なき故意ある道具を検討しているが、 すなわち、 破産法四○条二号における 説明義務者と共謀の上、 「破産者の代理人」 そこではまず、 市川氏によれ 破産管財人 最決平 にあ の

最終的に、 義務犯論を採用すべきであるし、身分者の一身専属的な義務違反が決定的なのであれば、 多様な正犯基準を打ち立てることが重要」であり、「各論的な問題解決から得られた帰結をさらに総論 ックすることが、正犯・共犯論のさらなる発展に資する」という問題意識を示されている。 直接正犯を認めるべきであるとする。そして、このように義務犯論の正犯原理としての意義にも重点を置きつつ、 以上を踏まえ、 六五条解釈について松宮教授の見解を継承する。なお、(空) 市川氏は、身分なき故意ある道具の事例において、行為支配は正犯原理として機能し得ない 市川氏も、「各則構成要件の特殊性に鑑みる」と、 この場合には背後の身分者 にフ た

(2) その他の展開

次に、身分犯論におけるその他の展開も概観しておこう。

義務という思考にも合理性があるとする。その上で、 ず、 小 田 直樹教授は、 特別義務違反が社会制度の機能や信頼性を侵害する性質を備える場合を想定す 抽象的な総論的検討では妥当な具体的帰結を導けるかは疑 'n ば、 わ

く 係に立つかを問うと共に、 各論的 検討を重視すべきだとされ、 それに対して六○条がどう影響するかを考えるしかない」とする。 ⑻ 「身分の実質論を示唆する 『特別義務』 が当該法規の法益論とどのような関

開し、 る すなわち「身分の相対化」を認めるということであろう。 に関する身分を区別し、非身分者は前者においては共同正犯になり得ないが、 性が意味をもたなくな」り、 まることになるので、 る行為をする点」 具体例として、 義務犯において、 - 制度趣旨が当事者間の信頼関係維持にある民法上の制度の場合、 にあるため、 **澶職罪においては、「その本質は私的欲求を廃して法令に対処すべき公務員が適正・** 行為の違法性 非身分者の共同正犯性を認め得る類型と、特別義務違反が少なくとも正犯性の必要条件とな 非身分者を共同正犯と評価する余地があるという。要は、「制度」侵害と「個人」(絽) 私人は固有の不法を実現できず、共同正犯にはならないとする一方で、 (社会侵害性) は個人侵害として捕捉すればよ」く、 このように、 小田教授は、正犯原理を中核として議論を展 それが利用者利益の侵害の存否によっ 後者においては共同正犯となり得る、 「身分に伴う不法内容の独自 横領罪にお 公平を疑 侵害 って決 わ せ

止する」 的結合によって強められた個々人の行為が、 見解を採用するが、 務違反を誘発ないし助長したという、 と評価 ついては、 身専属的であるため、 また、 類型とを区別する立場を提示した。 可 外木央晃講師は、 ためである。 能であり、 -共同正犯の本質の観点から考察する必要がある」が、一部実行の全部責任の原則が認められるのは、 共同正犯についてはまた別の問題であるとする。 そうであれば、 従って、 非身分者が構成的身分犯の不法を惹起できないということのみに着目し、 非身分者は義務犯たる構成的身分犯の不法を単独では惹起できないことから、 「非身分者も実質的な意味で真正身分犯の実行行為の一部を共同することができる」 非身分者も共同正犯になり得るとされる。 非身分者による共犯の特別な処罰根拠を認めるべきであるとして、 協同関係に基づく合同力を強め、 すなわち、 このように、 犯罪遂行を確実にするので、これを抑 非身分者が共同正犯になり得るか 外木講師は、 非身分者による共 特別義 松宮教 身分者 授 人 0) 義 0

犯 分犯」と呼ぶ。 のような類型においては常に特別義務者は正犯になるとされる。 行為の の特殊な処罰根拠を認めるが、 加えて、 が不法の発生条件となっている場合であり、 (客観的な)直接的な実行が固有の無価値を基礎づける」類型であり、 岡部天俊氏は、 そして、 もう一つの類型が、「身分者が自己に課せられた特別義務に自律的かつ故意的に違反するこ 不法身分犯には二つの類型が存在することを指摘する。 それ以外については、 岡部氏はこれを「特別義務違反型不法身分犯」と称すると共に、 義務犯を通常の犯罪と同様に解する立場であると考えられる。 岡部氏はこれを「直接実行型不法身 その一つは、「身分者による 一定

各論的な概観が行われている。(※)(※) 各身分犯がどちらの類型に属するか(または責任身分犯に属するか)、間接正犯、及び身分犯の共犯について、 犯に該当する身分犯構成要件は、 0) 2 的解釈が重要であると理解するものである」とされる。というのも、 独自 っとも 0) 正犯原理を想定する」義務犯論とは異なり、「特別義務違反型不法身分犯では犯罪の構造から導かれる各 岡部氏は、 結論としては義務犯論と一致することを認めているものの、 身分者による他人を通じた共犯的実現をも捕捉している」のである。そして実際に、(『) 岡部氏によれば、「特別義務違反型不法身分 自身の見解は、 「義務犯に つい 7

ということを示そうとするにとどまるも 以上のように、 岡部氏の立場 ぼ、 犯罪 のであ の構造を理解するためには、 特別義務という要素を考慮すべき類型が存 する

2 ·作為犯論及び各論

独 討対 の見解を紹介する。その上で、(%) 作為犯論においては、 萩野准教授は、 まず萩野貴史准教授が、 義務犯論には、「行為支配等の正犯基準を充たさない行為態様 ロクシン流及びヤコブス流の義務犯論 不真正不作為犯論との関係を念頭 の構造と、 これらに肯定的及び否定的 気に置 義務犯論を正 (外見上の教唆行為 な 検

3

面

か

5

重きを置くという立場を示されたといえる。

的に変革を迫るものではない」とされる。萩野准教授は、 る。 るが 幇助行為など) :成要件該当性判断が行われなければならないことを指摘し、義務者であっても狭義の共犯と評価され得ると主 そして、そうであれば、「たとえ義務犯カテゴリーを肯定したとしても、 特別義務違反があっても、 をも正犯的に評価する規定・(裁) その後、 正犯構成要件か共犯構成要件かということを含めて、 判例等を容易に説明し得るメリットが存在し、 結果的に義務犯論とは距離を置き、 従来の不真正不作為犯論に対して必然 構成要件該当性の判断 評価に値する」とす す

る。 め う規範との関係では、 述の仕方に依存しており、作為及び不作為を明確に定義づけることは困難」なのであって、 は、「ある出来事について、それが作為と捉えられるのか不作為と捉えられるのかは、それを観察する視点および記 観点から、 作為と不作為の区別は重要ではなく、 山下裕樹准教授は、「義務犯」という用語を用いているわけではないが、 不作為犯、及び遺棄罪の諸概念を検討しているため、紹介しておくことにする。まず、(※) 犯罪的意味を有するものとして、つまり規範違反的な態度として記述されれば十分である」た 原則として不要であるという、(※) ヤコブスや平山教授と共通する理解が存 消極的義務及び積極的 ある行為は、 その観点の前提に 義務とい 一刑法と う す

このような義務の違反が決定的であるため、二一八条における遺棄と不保護の区別は重要でない。一方で、刑法二一 任者であると考えることが妥当であるとすれば、 けに限られないからである。 二一八条の その上で、 それにより生じた状態変更を清算する要請」としての消極的義務を課せられた者も含まれるという。ここでは、(%) 「保護責任者」に含まれるのは、子供に対する親のような、 山下准教授は、 すなわち、 保護責任者と作為義務者とは同じであるといってよいとされる。 契約行為等によって要保護者を引き受けたような場合にも、 保護責任者という概念には、「他者の権利領域へと介入した代償と 積極的義務を課せられた者であるが、これ というのも、 その者を保護責 まず刑法 うのである。

七条がカバーしているのは、 「要扶助者の権利領域への介入の禁止のみ」であることになる。 (愛)の)

3 |失犯を義務犯であると主張する見解

的 やヤコブ に平山教授の問題意識を受け継ぎ、作為犯と不作為犯に共通する正犯原理ないし帰属原理を模索するが 最後に、 Ź の義務犯論は、 過失犯を義務犯であると主張するに至った楊秋野助教授の見解を確認しておく。 特別義務違反と具体的な構成要件との関係が不明瞭な点で、 重大な問題を抱えているとさ 楊助教授 は、 口 ク シン 基本

り、 欺罪を義務犯カテゴリーに加える。 (®) 反するかが判断基準となる」背任罪 任者不保護罪 ごとに支配犯と義務犯を区別することを提唱する。 そこで楊助教授は、 そうすると、 (二二八条)、不退去罪 (一三○条)、及び不解散罪 (一○七条)、「作為であれ、 支配という観点から責任を問うことができない背後者に、 「構成要件該当行為の構造」を分析した結果に基づき、 そして最終的に、 (二四七条)、また欺罔行為を真実義務違反であると一元的に理解した上で、 具体的には、「一定の義務・命令の不履行を要件とする」 過失犯は、支配でなく義務違反を正犯原理とする犯罪類型であ 過失正犯の責任を問うことができると 作為・不作為を問 不作為であれ、 いわず、 i 則構 任務に違 保 成要件 責

する従来の義務犯論による理解とは全く異なるものである。 て、 該当するのかという判断を重視しているのであるが、 区別基準としてい 以上のように、 義務犯における義務違反を構成要件的なものへ再構成するまでに至っている。 る。 楊助教授は、 楊助教授は、 条文の文言に義務違反の要素を読み込めるか否かを、 系譜においても少なからず意識されていた、 義務犯概念の理解から「 「特別」義務違反という観点を取り 義務違反行為がいかなる構 これは、 義務犯であるか否か 「特別」 義務違反を重視 の 基本的 成要件に 去

な

儿 検

討

系譜 のまとめと義務犯 論 0

(--)

及び正犯原理としての義務犯論の理解、 するという考え方が明確に現れたといえる。第二に、 を中心として、 に、 以上、 その後の義務犯論者に大きな影響を与えた松宮教授の見解の登場である。この一九九〇年代までには、身分犯論 我が国における義務犯論の系譜を概観してきた。 正犯原理というよりはむしろ特別義務という観点から、身分犯のような特殊な犯罪類型の そして消極的義務・積極的義務といったヤコブスによる義務犯論の理 その後、 まず、系譜においては二つのポイントが指摘できる。 平山教授の研究を契機として、 不作為犯論における、 構造を分析 薢 が広

る文献が増えてきているのである。 違反行為と具体的な構成要件との関係性が度々指摘されてきた上、各論的検討を行う、 まっていくこととなっ 義務犯論の現状としては、 議論の解像度を上げるということが意識されつつあるように思わ また少なくともこれに言及す 'n 義務

ろん、 構成的身分犯の実行行為を行い得ず、 えば松宮教授の見解では、 において積極的義務違反が観念され得ることから、 義務犯論とは元々、 本来の義務犯論の射程が、 義務犯ないし義務犯論という概念が何を意味するのかということが、 「特別」 義務犯という用語が用いられているが、 義務違反が ロクシンにおいては身分犯と不作為犯にまたがり、 自ら法益を侵害できないために共同正犯と評価され得ない、 唯 一の」正犯原理となる犯罪類型があることを指摘する理 非常に抽象度の高い理論であったことは否定できない。 身分者のみが正犯と評価されるのは、 ٧١ ヤコブスにおいては全ての犯 よい よ不明瞭になってきてい という消極的 「論であった。 非身分者が ただ、 理 例 由

果たして「中心人物」

Þ

「重要な役割を果たした」

この点に関し、

パリオナ・アラナや松宮教授は、

具体的な犯行事象との関係で、

特別義務が課されている者を限定

と評価できるだろうか。

准 て構成されている犯罪であれば義務犯と呼ばれるようになりつつあるということである。 ことから言えるのは、 小 0) 田 側 教授のように、 [教授や外木講師のように、 面 が むしろ強く、 専ら消極的義務・積極的義務という観点に着目して各論的検討を行う見解も現れている。 背後の義務者に正犯責任を問うための理論という正犯原理としての意義が後退している。 我が国における義務犯論の重点が、 義務犯カテゴリーを認めつつ、 特別義務という観点に置かれてきており、 非身分者に共同正犯を認める見解もある。 特別 更に、 義務によっ これ また 5 Щ の 下

であるが、 いう観点が完全に捨象され、 かし、 そのような中で、 義務犯概念を再構成するという試みは不可能ではないにしても、 構成要件的な義務違反を唯一 過失犯を義務犯であると主張する楊助教授の見解が現れた。 の正犯原理とする犯罪が義務犯と捉えられることになる こうなってくると、 そこでは、 義務犯ないし義務犯 逆に特別義

正犯原理としての義務犯論に関する批判的検討

論という概念が完全に混乱してしまうように思われる。

と言い得るが、 ことになろうが、 がその構成要素となっている場合、 7 次に、 「具体的な行為事象の中心人物」という上位概念を置いていた。 義務者間で正犯と共犯の区別が必要であると考えられる。 本来的意義である正犯原理としての義務犯論 主導的な役割を演じた義務者に対して、 結論から言えば、 その違反は何らか 特別義務違反を唯一 が採用で の重大な意味をもち、 例えば些 の正犯原理であるとすることはできない。 可 能かを検討する。 細な物理的 これは我が国における 例えばロクシンは、そもそも、 少なからず義務者が重要な役割を果たす 援助を施したに過ぎないような義務 確かに、 ある犯罪におい 重要な役割」 正 犯性 に対応 轲 て特別 断 12 者が する お

大きさのみが問題とされるように思われる。

しかし、 ないだろうか。 を果たしたか否かといった判断のことであるならば、 うだろうか。 する余地を示していた。このように解するならば、 になろう。 特別義務者内部において、そのことは正犯と共犯の区別と無関係であり、そこでは事実的・ 正犯と共犯の区別が、 確かに、 例えばパリオナ・アラナの事例において、 特別義務者であるにもかかわらずその義務に違反したことは、 犯行事象を総体として捉えた時に、 結果的には、 特別義務者内部においても、 不動産登記簿を複数人で管轄していたとすれば、 特別義務者が正犯と評価される可能性は高まること 中心人物であったか否か、 正犯と共犯の区別が必要なのでは 重大なことと評価されよう。 ないし重要な役割 心理的な寄与の

を当てて更に検討する。 点を考慮するにしても、 また、より効果的な法益保護のために特別義務が課される場合もあるのだといえよう。従って、 ないだろう。 課されるのかということを考えたとき、 反論されるかもしれない。 向けられた犯行事象の総体の中で、 ただ、 かを評価する、 ヤコブスのように規範妥当の侵害を重視する場合(※) あくまで、法益を保護するために、法益を保護するために存在する規範の妥当を保護する必要性が生じ、 すなわち、 やはりそれは法益侵害を軸に据えた上でのものでなければならず、そうであれば、 しかし、 義務者間での正犯と共犯の区別の余地があるといえるだろう。以下では、 何のために規範の妥当を保護する必要があるのか、 それぞれの特別義務違反行為が、 やはり、そこではまずもって法益保護が念頭に置かれ 積極的義務違反そのものが重大な意義を有するとして、 当該事象においてどれだけの役割を果たした また、 何のために特別義 ていると言わざるを得 仮に規範侵害とい 身分犯に焦点 法益

項によって、非身分者にも差し向けられており、「非身分者用の構成要件」が作出されるのである。 には、 このような観点からは、 「身分者と共同することで、身分犯に固有の不法発生に寄与してはならない」という規範が、 非身分者であっても正犯と評価され得ることになる。 法益保護のために、 確かに、 少なくとも二次 刑法六五条 非身分

が

具体的

な構成要件に該当しているかが判断されなければならない。

な

お、

義務犯

論創唱の際に念頭に置か

れたような、

身分者が背後にいる事例で

は

前提として、

特別

務

違

反行為

そこで、

当該行為が具体的な構成要件に該当

は、 でも、 身分者が、 ならないよう留意し、非身分者(及び身分者) すということは想定可能なことであり、 の不法は完全に実現されない。 人とする身分犯という犯罪類型を承認していることに鑑みれば、 可能である。 は身分者用の構成要件における実行行為を遂行不可能であるが、 一項により、 まずもって身分者が重要な役割を果たすと言わざるを得ないのである。 刑法が、 いくら事実的 身分者に対する固有の評価を重く見たという事実が反映されている、身分者を第一次的な規範の名宛 そして、 「身分犯における、 法益侵害に向けられた犯行事象の総体の中で、 ・心理的に身分者に働きかけたところで、身分者が身分犯の規範に違反しない限 従って、身分犯が成立するかどうかは身分者次第なのであって、身分犯成立のため 非身分者用の共同正犯の規範違反性」 このような場合に正犯という評価を与えない理由 の果たした役割を吟味するという姿勢が必要である。(『) 非身分者に安易に共同正犯を認めるような運用 非身分者用の構成要件における実行行為は当然遂 非身分者が事実的 を備えることが可能なのである。 Iはな 心 (,) 理的に多大な寄与を成 非身分者は、 というの b, ただそれ 身分犯 には 六五

が、 法益侵害との 量 スをアプリオリに排斥すべきではないと主張するものである。ここでは、 K 寄与を成すことにより、 私見は要するに、 このような量的 量的に把握される。 身分者が複数いる場合は、 関係でどれだけの事実的 非身分者は、身分者に対するこのような固有の評価を埋め合わせるほどに、 抽象的な正犯原理 まず、 法益保護との関係のみで、 身分者による規範違反が、 それのみでは正犯性を認められ 心理的寄与を成したかによって量 の精緻化は、 正犯と評価される地位を獲得し得るのであり、 今後の課題であ 身分者が単独の場合は、 ない程度の量を提供し、 身分犯の成立に際して各自が果たした役割 が 追 加されるというイメージである。 それのみで正犯性を認めるだけ その後、 重大な事実的 非身分者も含め このような ιÙ て 理

ろう。

なくなるという場合、 構成を持ち出す必要はないように思われる。なお、その場合の非身分者は、その行為がなければ身分犯の成立自体 義務者に正犯としての責任を問うことはむしろ当然のことであると考えられるのであって、 不法の発生が認められるのであれば、 当該犯行事象において重要な役割を果たしたと評価可能であり、 当該行為が不法の発生に対して重要な役割を果たしたとされる限りにおいて、 共同正犯性を肯定できるであ わざわざ義務犯論とい

ないだろうか。 少なくとも、「支配」や「義務違反」のような、 上で、身分犯や不作為犯といった犯罪類型、そして具体的な犯罪ごとに、いかなる場合に重要な役割が認められるか を検討した上で、その成果を基に、再び総論的な正犯原理を導出するという方針が、一つの選択肢であり得るだろう。 カテゴリーの承認は、なされるべきでない。正犯原理の検討に際しては、「重要な役割」のような上位概念を置 いと考えられることから、少なくとも「義務犯論」という形での議論の展開、また「義務犯」という名称による犯 以上の検討を踏まえると、 概念の混乱が顕著であると共に、 画一的なものの見方で正犯原理を打ち立てることはできないのでは その本来的意義であった正犯原理としての妥当 が な た

身分犯論における義務犯論の主張の更なる検討

 (Ξ)

理的な共同を成し得るのみであり、 ける義務犯論の主張内容を更に検討してみよう。松宮教授の見解の特徴は、 特殊な処罰根拠を構想することであると理解され、 般的な見解に、 近時 の義務犯論者の多くもその見解を少なからず継承する、 そう差異があるようには思われない。 規範的に見て実行行為を分担できないということは、 批判もなされてきた。 というのも、 松宮教授の見解を素材として、 非身分者による構成的身分犯の共犯に 身分犯において、 しかし、この点について、 批判者も認めざるを得ない 非身分者は事実的 身分犯論 松宮教 授の 心 13 お 0

上述のような特殊な考慮が必要であることを指摘した点が評価されるべきであろう。

ては、

そのような考慮が必要なくなるのであろうか。

犯

の

取

扱いに向けられる。

以下では後者に言及する。

宮教授

の見解に対する疑問は、

既述の身分犯における正犯と共犯の区別、

及び非身分者による加

運的

身分犯

0)

宮教授は、

上述のような特殊な考慮を、

構成的身分犯にお

いての

み持ち出

す。

しか

Ļ

なぜ加

重的

身分犯に

お

確かに、

非身分者に対しても、

基本犯の限度では身分者と全

な見解は一致することとなり、 ること」が、 からすると、 にそうであれば、 誘発・促進のみで、 するかのような印象を与えてしまうことによるのではないかと思われる。 すること」という表現を額面通り受け取ると、最終的な身分犯の不法発生という結果の前段階において、 こでは、 般的な見解も、 であろう。 0) ていると言わざるを得ない。一般的な見解も、 自 いっそうの 筆者の推測では、 ら構成要件的結果を惹起できないことから、 身分者を通じて身分犯の不法発生に寄与することが、 そうであれば、 非身分者による共犯の処罰根拠とされているのではないだろうか。逆に、 そこでは本当は、「身分者の特別義務違反を誘発・促進することによって、身分犯の不法発生に寄与す 充実を図る」ことができなくなってしまうだろう。このように考えるならば、 非身分者に身分犯の共犯を成立させるために、 批判を加えざるを得ないが、 いかなる場合も、 嚙み合った議論ができていなかったのは、 非身分者はそのままでは、 このような理解には私見も異議はなく、 減軽された形であれば処罰が可能になってしまうという批判を行ってい 共犯固有の不法が認められないことになってしまう。 非身分者による共犯の「特殊な処罰根拠」を認めているのである。 松宮教授が、「法益保護のいっそうの充実を図る」と述べていること 正犯としてはもちろん、 松宮教授による「身分者の特別義務違反を誘発 非身分者用の構成要件における「結果」だと考えら 暗黙の裡に非身分者用の構成要件を観念しており、 むしろ、 実際、 混合 非身分者による共犯を認める際 島田教授は、 (ないし純粋) そうでなければ、 松宮教授の見解と一 まさに特別義務違反 惹起説 従って、 処罰を肯定 を採る限り、 「法益 実は 般 促 そ 的 仮 0 進 n

と考えられる。

が 図る」ことが必要であるように思われ、そうすることで、構成的身分犯において特殊な考慮を認める態度と一貫する 発・促進すること」を禁止する規範を非身分者に二次的に差し向けることによって、「法益保護のいっそうの充実を ことで評価せずに、 ることを認めている。そうであれば、非身分者は、 同様に、 の批判は判例・通説にも向けられるものであるが 第 次的 第一次的に規範が差し向けられているといえるが、それを超えた加重的身分犯については、 に規範の名宛人である。ここで、松宮教授は、 はじめから基本犯を成立させるのかが明らかでない。この場合も、「身分者の特別義務違反を誘 加重的身分犯に固有の不法発生に寄与しているのであって、 ――そのことを、なぜ非身分者に加重的身分犯の共犯を成立させる 加重的身分犯において、 法益侵害の程度が高まる場合があ なお身分者 の Z

である。 う手続法的意義を指摘できる。 身分者に対する一身的な評価を差し引いた基本犯の刑を基準として、公訴時効期間の基準を定めることができるとい る。そこで更に、このような処理には、 まえて、 なお、 身分者に対する一身的な責任評価は、 もっとも、 以上の場合、六五条一項と併せて同条二項も適用されることになろうが、それは、 法定刑の幅が広い現行刑法では、このような処理を行わずとも妥当な量刑が導出可能だと思われ 身分者に対する固有の評価を重く見るというメッセージの発信という意義や、 非身分者には妥当しないという二項の精神を法定刑に反映させるため 罪刑法定主義の制約 も踏

五. お わりに 特別義務という観点そのものに関する展望

るものである。 以上のように、 もっとも、 本稿は、 幾つか指摘した通り、「解体」されるべきものから回収を要する有用な観点が含まれてい 義務犯論 0 「核」たる主張を退け、 もはや義務犯論は 「解体」 されるべきであると提言す

る。

非身分者が、

医師等を騙して秘密を漏洩させた場合、

更

秘

密漏

示罪

のように、

身分者による故意の

特別義務違反

分が付.

加的法益侵害には関係するということもあ

個人の秘密は侵害されるが、

医師等の職業に対する信息

責任判断、 て、 る よって更にバリエ る妥当な具体的 ほか、 まず、 かなる根拠に基づきどのような特別義務が課されているか、そしてその特別義務が、 特別義務は、 少なくとも解釈論としては、 正犯原理等にいかなる影響を及ぼすものであるかを解明しなければ、 事実である。 ?処理を導き出すことはできないであろう。 1 ションがあり得る。 松宮教授の指摘したような特殊な考慮を生み出すことがある。そうであれば、各身分犯にお 最後に、 身分者の行為を重く評価するという基本方針を承認する必要があると考えられ その内の一つであるだろう「特別義務」について触れておきた 私見によれば、 特別義務のも 身分犯という特殊な犯罪 つ意味合 当 「該身分犯の不法構 い は、 犯罪 類型にお 類 け

ることもまた、

れ(る)[]] 護 5 型 に思われ 定刑を設けていることからすると、 n が の裏返しとして、 がが のほか、 は完全に実現され得る。 保護責任者を強制したような場合でも、「要扶助者に対する保護が類型的に最も期待される保護責任者」 れないという類型もあり得る。 例えば、 .失われる点で、「要扶助者の生命の危殆化の程度が飛躍的に高まる」という固有の結果不法を観念するとき、 このように、 上述した収賄罪のように、 身分者による故意の特別義務違反がなくても、 保護責任者による故意の義務違反が、 やはり我が国の刑法も、 しかし、 この類型としては、 そこでは、 刑法が、保護責任者にその主体を第一次的には限定し、 身分者による故意の特別義務違反がなければそもそも結果不法が発生 特別義務という観点を重視している場面があると言わざるを得ないよう 保護責任者に対して社会的に特別な役割が期待されていると共に、 例えば保護責任者遺棄等罪が挙げられる。 より重い規範違反性及び責任非難を基礎づけていると考えら 固有の結果不法は発生するが、 身分犯の規範違反 単純遺棄罪よりも重 そこでは、 による 非身分者 性が 認 V そ そ 法 類 8

害されないのである。 これらの例からもわかる通り、 特別義務が各犯罪の不法構造においてもつ意義にはバリエーシ

論 観点から各論的検討を行い、各身分犯の構造を明らかにしていくことが必要になると考えられ、その検討成果を、 帰結に差異が生じる可能性がある。そして、これらのことは、 務者が果たす役割は犯罪ごとに異なるといえるし、 の意義の理解にも、 の議論への還元や、身分ないし身分犯の意義を、(常習性や営利目的のような、特別義務ではないと考えられる要素の検討 おいて果たし得る役割も、異なってくることになる。また、 類型化をも視野に入れながら画定させる作業へと繋げていくことが、身分犯論を発展させる一つの道で 影響を与え得るのである。従って今後は、近時の義務犯論の傾向とも重なるが、 裏を返せば、特別義務のもつ意義によって、 何を各身分犯の法益と解するかによっても、解釈論的 刑法六五条の解釈や正犯性判断、 非身分者が各身分犯 更には身分や身分犯 特別義務という 総

 $\widehat{1}$ 小林憲太郎 『刑法総論の理論と実務』 (判例時報社、二〇一八年) 七一二頁以下。 あるように思われるのである。

のの、結局その存在は認められなかったようである。 西田教授も、 刑法 西田典之『新版・共犯と身分』(成文堂、二〇〇三年)一二頁において、「混合的身分」に言及はしているも [第四版]』(東京大学出版会、 二〇一八年) 一四三頁

 $\widehat{3}$ $\widehat{2}$

- (4) 外在的に義務犯論にカテゴライズされる場合も含めて検討する。
- 5 よる身分犯の実現に関する理論(一)」北大法学論集七一巻二号(二○二○年)三○八頁以下を参照 我が国の身分犯に類似する概念である。 身分犯と特別犯の差異を強調する見解として、 岡部天俊 「複数人の事実的共働に
- (Φ) Johannes Nagler, Die Teilnahme am Sonderverbrechen, 1903
- -) Nagler(前掲注(6))S.
- 8) Nagler (前掲注 (6)) S. 47

ョンがあるため、

義

- 9 Nagler (前掲注 (6)) S. 21 Anm. 2.
- 10 る。」と規定していた。条文の訳は、 は減軽している場合、これらの特別な所為事情は、 ライヒ刑法典五○条は、「法規が、ある行為の可罰性を、その行為を実行した者の一身的資格または関係により加 西田 (前掲注 (3)) 一七頁によった。 それの存する正犯または共犯 (共同正犯、 教唆犯、 従犯) 派重また
- 11 西田 (前掲注(3)) 一三四頁以下を参照。
- 12 Nagler (前掲注 (6)) S. 114ff
- 13 西田 (前掲注(3)) 一三八頁。
- 15 14 大越義久「身分犯の理論」『刑法解釈の展開』 (信山社、一九九二年) 一五三頁
- Claus Roxin, Täterschaft und Tatherrschaft, 1. Aufl., 1963

Claus Roxin, Täterschaft und Tatherrschaft, 11. Aufl., 2022, S. 589

17 Roxin (前掲注 (16)) S. 394 ff. 16

- 18 Roxin (前掲注 (16)) S. 413.
- 19 Roxin (前掲注 (16)) S. 396
- $\widehat{20}$ Raúl Pariona Arana, Täterschaft und Pflichtverletzung, 2010, S. 139
- $\widehat{21}$ Roxin(前掲注 (16)) S. 516.
- $\widehat{22}$ Roxin(前掲注 (16)) S. 512
- 23 ギュンター・ヤコブス「刑法の行為概念」松宮孝明編訳『ギュンター・ヤコブス著作集 第一巻』(成文堂、二〇一四
- 24 益保護によって刑法は正当化できるか?』(関西大学出版部、二○一五年)二三頁以下も参照. Günter Jakobs, Strafrecht Allgemeiner Teil, 2. Aufl., 1991, 1/4ff. また、ギュンター・ヤコブス (川口浩 法
- $\widehat{25}$ 文堂、二〇〇五年)一三五頁。 には、たとえば、自分の身体や所有する土地、家、 「『組織化』とは、 その管理や権限が自分だけに帰属されるという意味での排他的な支配のことであり、 車、 動物、機械などが含まれる」。平山幹子『不作為犯と正犯原理』 自分の組織化
- 26 ギュンター・ヤコブス(松宮孝明=平山幹子訳) 「刑法における作為と不作為」立命館法学二六八号(一九九九年)二六

九頁。平山(前掲注(25))一三八頁も参照。

- 27 れる。 制度の例としては、 ヤコブス(前掲注 「司法、合法的な公務の執行、 (24)) 二四頁。 真実に適った選挙の確定、そして機能している親子関係」等が挙げら
- 28 下等を参照 与」東北法学五七巻三号(一九九三年)四○頁以下、また、同 以上の支配犯と義務犯の内容につき、ギュンター・ヤコブス (2)) 一三二頁以下、萩野貴史「義務犯論について」名古屋学院大学法学部開設記念論文集(二〇一四年) (松宮=平山訳) (阿部純二・緑川邦夫訳) (前掲注 (26)) 二五六頁以下、 「支配犯および義務犯における関 平山 四二 (前掲
- 29 佐伯千仭「共犯と身分 ―その問題史的概観 ―」『共犯理論の源流』(成文堂、一九八七年) 一四六頁以下。
- 30 木村亀二『刑法総論』(有斐閣、 一九五九年)一五六頁以下。もっとも、 そのように解する特段の論証は見当たらない。
- 31 一九六五年)二七三頁以下。 中義勝「クラウス・ロクシン『正犯と行為支配』(一)(二)」法学論集二五巻二号(一九六五年)一七二頁以下、

『犯罪と刑罰

〔上〕』(有斐閣、

一九六八年)四七一頁

- (32) 中義勝「いわゆる義務犯の正犯性」佐伯千仭博士還曆祝賀
- (33) 中(前掲注(31))法学論集二五巻三号二九六頁。
- (35) 中(前掲注(32))四七三頁以下。(34) 中(前掲注(32))四七五頁以下。
- (36) 萩野(前掲注(28))四一三頁以下も参照(36) ・ ネーオネース・
- 37 の論証は見当たらない。 藤吉和史「身分犯の概念について」明治大学大学院紀要(法学篇)一八号(一九八一年)二三一頁以下。もっとも、
- 38 従って上野教授は、上述のように刑法六五条一項の身分概念を限定した木村博士を支持するが、同条二項の身分概念も同様 に限定すべきだとされ、この点については木村博士を批判している。 上野幸彦「身分犯への一視座 |地位概念の分析を手がかりとして――|| 日大紀要二七巻(一九八五年)一七九頁以下。
- (39) 上野(前掲注(38))一九七頁。
- 40 要的共犯とまではいえない贈賄の幇助行為を、 旧刑法期に、収賄罪の必要的共犯である贈賄行為が、 収賄罪に関与したからといって処罰することはバランスを欠くということや 判例も含めて不可罰とされていたところ、 収賄罪の必

いった例を援用される。 公務員法において、公務員による一部の違反行為に限って、その共犯が、 1○頁以下。 松宮孝明「共犯と身分」中山研一ほか『レヴィジオン刑法一・共犯論』(成文堂、 総則規定を排して独立共犯として処罰されると 一九九七年)一

- 41 松宮 (前掲注 <u>40</u> 一二〇頁以下を参照
- 43 $\widehat{42}$ 松宮 (前掲注 <u>40</u> 一二一頁。
- 松宮 (前掲注 $\underbrace{\stackrel{40}{\circ}}$ 一二二頁。
- 45 44 (一九九八年)七四頁以下(同『刑事立法と犯罪体系』(成文堂、二○○三年)二七五頁以下所収)を参照。 松宮 以上の、松宮教授による「共犯の処罰根拠」の検討につき、松宮孝明「共犯の処罰根拠について」立命館法学二五六号 (前掲注 <u>40</u> 一二二頁以下。

によれば、非身分者による構成的身分犯の共犯は、 』である『共犯』の積極的成立要件としての『修正された構成要件』」を指すものではないとされる。 いわば「『共犯』という名の『正犯』」であり、これは「『刑罰拡張事

後者の二九〇頁

 $\widehat{47}$ 松宮 (前掲注 $\underbrace{\stackrel{40}{\circ}}$ 一二五頁。

 $\widehat{46}$

松宮

(前掲注

<u>40</u>

一二四頁、一三〇頁以下。

- 48 松宮 (前掲注 <u>40</u> 一二四頁以下。
- 49 松生光正「刑法第六五条の『身分』概念について(一)」姫路法学一八号(一九九六年) 四頁以下。
- 50 松生光正 「刑法第六五条の『身分』概念について (二) 完」姫路法学二三・二四合併号 (一九九八年) 一一五頁
- 51 松生 (前掲注 <u>50</u> 一一六頁以下。
- 53 52 (前掲注 25 六三頁。 六五頁、一一九頁。
- 54 (前掲注 一九九頁以下。

55

(前掲注

一九七頁。

- 56 (前掲注 一八七頁以下を参照
- されている。平山 平山教授も、 松宮教授と同様に、 (前掲注 (25)) 一八九頁。 構成的身分犯の場合についてのみ、 その法益が 制度 K 「おおむね」対応すると言及

- $\widehat{58}$ [頁以下が、 そのほか、 吉川真理「『不作為による関与』再考」岡本勝ほか編 不作為犯論においてヤコブス流の義務犯論に依拠している。 『刑事法学の現代的課題』 (第一法規、二〇〇四年) 二四四
- 59 内田文昭「不真正不作為犯における正犯と共犯」神奈川法学三四巻三号(二〇〇一年)二四頁
- (60) 内田(前掲注(59))三九頁注15。
- 61 以上につき、 島田聡一 郎「いわゆる『故意ある道具』 の理論について口」立教法学六〇号(二〇〇二年)七六頁以下を参
- (62) 島田(前掲注(61))八三頁。
- 63 詳しくは、島田(前掲注(61))八三頁以下を参照 れない場合があるのではないかということを指摘するほか、刑法が法益保護を目的としているという観点を強調している。 に直接性を認めることによって義務者の正犯性を論証することに対し、「故意ある道具」のケースのように直接性が認めら また、 島田教授は、ヤコブス流の義務犯論については大要、ヤコブスが、いかなる場合においても、義務者と結果との間
- 64 島田聡一郎「不作為による共犯について台」立教法学六四号(二○○三年)三九頁
- (65) 島田(前掲注(64))四三頁。
- (66) 西田(前掲注(3))一七七頁以下。
- (67) 西田 (前掲注 (3))三○九頁以下を参照。
- (8) 平山(前掲注(25))二二六頁以下。
- 69 以下、 佐川友佳子「身分犯における正犯と共犯□」立命館法学三一七号(二○○八年)一四○頁以下。詳しくは、 及び同「身分犯における正犯と共犯○」立命館法学三一三号(二○○七年)一頁以下を参照 同論文五三頁
- (70) 佐川(前掲注(9))(二〇〇八年)·一二七頁
- $\widehat{71}$ を規定し、又はその他所為の実行に加功した各人も、可罰的行為をなした者である」と規定し、機能的統一的正犯体系を採 佐川友佳子「共犯論と身分犯の共犯-オーストリア刑法典 一二条(全関与者の正犯としての取扱い) 特に義務犯について――」刑法雑誌五〇巻一号(二〇一〇年)一五頁以下。 は、 「直接的正犯者のみならず、 所為を実行するよう他人
- 一四条(正犯者の資格および関係)用している。そして、共犯と身分の処理は、以下のように定められている。

されることを要する 資格または関係が関与者のうちの一人に存在する場合には、この法規を全関与者に適用する。 身的資格または関係を有する者の直接的実行またはその他一定の態様における加功に依存するときは、 項 「法規が、 可罰性または刑の量を所為の不法に関係する行為者の一身的資格または関係に依存させているとき、 但し、所為の不法が特別 この条件が満た

たは関係を有する関与者にのみ適用される」 二項「これに反して、特別の一身的資格または関係が、 もっぱら責任にのみ関係する場合には、 この法規は、 この資格

よった。なお、一四条一項但書は、自手犯と義務犯を指すものとされる。十河太朗『身分犯の共犯』(成文堂、二○○九 以上の条文の訳は、 佐川友佳子 「身分犯における正犯と共犯(三)」立命館法学三一九号(二〇〇八年) 五四頁以下に

73 (72)) 二二頁以下を参照 佐川友佳子「身分犯における正犯と共犯」刑法雑誌五六巻二号(二〇一七年)一六一頁以下。詳しくは、 佐川

年)一二〇頁以下も参照。

- 74 詳しくは、佐川友佳子「身分犯における正犯と共犯 (四)」立命館法学三二○号(二○○八年)二六頁以下を参照
- $\widehat{75}$ 律文化社、二〇一四年)二九九頁以下。 金子博「真正身分犯の共犯について-共犯の処罰根拠の観点から一 ―」浅田和茂ほか編『自由と安全の刑事法学』 (法
- $\widehat{76}$ 評価する。松生光正「身分なき故意ある道具」井田良ほか編『浅田和茂先生古稀祝賀論文集〔上巻〕』(成文堂、二〇一六 そのほか、上述した松生教授も義務犯論に依拠し、身分なき故意ある道具の事例において背後の義務者を 四五一頁以下。 (間接) 正犯と
- 77 年)一五頁、二二六頁、平山幹子「近年の最高裁判例と間接正犯・共同正犯の行為について」山口厚ほか編 架橋』(成文堂、二〇二三年)八五五頁以下。 松宮教授や平山教授も、この決定を批判していることが注目される。 松宮孝明『先端刑法総論』 (日本評論社、 『実務と理論の 二〇一九
- (78) 市川啓『間接正犯と謀議』(成文堂、二〇二一年)九一頁
- (79) 市川(前掲注(78))九二頁以下。
- (80) 市川(前掲注(78))一〇八頁。
- 小田直樹「身分犯の共同正犯 相対化されうる身分について-―」斉藤豊治ほか編 『神山敏雄先生古稀祝賀論文集第

- 巻』(成文堂、二〇〇六年)四八九頁以下。
- (82) 小田(前掲注(81))四九二頁、五〇三頁以下。
- (83) 小田(前掲注(81))四九五頁以下。
- (8) 小田(前掲注(81))四九八頁以下。
- (85) 外木央晃『共犯の基礎理論』(成文堂、二○一八年)

五一頁以下。

- (86) 外木(前掲注(85)) 六三頁。
- 87 身分犯の実現に関する理論」北海道大学法学研究科博士論文(二〇一九年)九頁注21。 なお、 岡部氏は、 およそ非身分者に共同正犯が成立し得ることを前提としている。岡部天俊「複数人の事実的共働による
- 89 88 岡部 そのほか、身分犯を義務犯と解する近時の研究書として、香川達夫『身分概念と身分犯』(成文堂、二〇一四年) (前掲注 (87)) 五六頁以下。各論的検討については、 同六二頁以下、八六頁以下、 一一四頁以下を参照

がある。

(91) 萩野(前掲注(28))四三四頁以下。

90

萩野

(前掲注

(28)) 四〇五頁以下を参照

- 92 れる記述はなされている。 松宮教授らの見解を参照しつつ、一身専属的な義務を負う保護責任者は正犯でしかあり得ないという理解に好意的ともと 九八頁以下。 山下裕樹「遺棄罪の諸概念の内容について(三・完)」関西大学法学論集七一巻一号(二〇二一
- 93 山下裕樹「遺棄罪の諸概念の内容について」刑法雑誌六一巻二号(二〇二二年)二〇〇頁。
- 頁以下を参照 山下裕樹「作為・不作為の区別と行為記述」関西大学法学論集六六巻四号(二〇一六年)二三一頁。詳しくは、同一九〇
- (95) 山下 (前掲注 (93)) 二〇三頁以下。
- 96 山下(前掲注 (二〇一八年) (93)) 二一五頁。詳しくは、 七三頁以下、 同「遺棄罪の諸概念の内容について(二)」関西大学法学論集七〇巻六号(二〇二一年)二 山下裕樹 「遺棄罪の諸概念の内容について(一)」関西大学法学論集六七巻五
- 97 となろう。 三二頁以下、 なお、山下准教授も言及されているように、例えば、 山下 同 (前掲注 (前掲注 (92)) 七三頁以下を参照 (92)) 九八頁以下を参照 消極的義務に違反した保護責任者の正犯性をどう判断するかも問題

- 98 楊秋野『過失不作為犯の帰属原理』(成文堂、二〇二二年)五六頁以下、六九頁以下を参照
- 99 (前掲注 (98)) 八四頁以下を参照
- 100 (二〇二一年) 七六頁以下を参照 楊秋野「いわゆる『沈黙による詐欺』について― ─真実に対する義務を中心として──」法学論叢一八九巻二
- 101 葛原力三「不作為による幇助(二・完)」関西大学法学論集七二巻二号(二〇二二年)五九頁注82
- und Schuld im Strafrecht, in: Alexander Aichele/Joachim Renzikowski/Frauke Rostalski (Hrsg.), Normentheorie, 2022, S てそもそも規範妥当を侵害することができるのか、 なお、行為者は、 全く「公共に対して規範的世界を新たに形成する法的権能を手にしていない」にもかかわらず、 疑問を差し挟む余地もある。Volker Haas, Zur Trennung von Unrecht
- $\widehat{103}$ 等の倫理を要求することは、過大な要求となりはしないだろうか。更に、憲法一五条によって「全体の奉仕者」であると定 められている、「公務員」のような場合もあるのである。 倫理を要求することにつながりかねず、立法論として適切を欠く」と指摘するが、逆に、非身分者に対して身分者と全く同 (前掲注 (1)) 七一三頁は、「違法身分犯の規定形式を採用し続けることは、 刑法が特定の身分者に対してのみ高
- 104 分者はおよそ身分犯の規範の名宛人ではなく、 (成文堂、二〇二二年) 五三六頁である これに対し、 「「不正融資と特別背任罪の共犯」伊東研祐編『初めての刑法』(成文堂、二○○四年) 一三三頁以下である。また、 (媒介)規範における可罰性拡張を認めた」政策的・例外的規定であるとするのは、 いかなる寄与を成そうとも非身分者が共同正犯としての規範違反性を備えることがないとするのは、 六五条一項は、「制裁規範の発動条件である法益の侵害・危険のみを根拠に 高橋則夫 『刑法総論・第五版
- 105 照沼亮介「わが国における正犯論とその現代的課題」浅田和茂ほか編 をいわば一網打尽にするための規定として理解されている節がみられるが、まさしく本末転倒である」と指摘されている。 はむしろ逆に、身分に関する無内容な判例の定義を逆手に取る形で、六五条一項につき、 「主体・処罰範囲を限定するというのが身分概念本来の意義であり立法者の意図でもあったところ、 『刑事法学の系譜』(信山社、二〇二二年)五七五頁 処罰範囲を拡張して周辺の関与者 現在の学説にお いて
- 最判令和四年六月九日刑集七六巻五号六一三頁において、非身分者とされた被告人は、業務上横領行為の直前まで代表取締 最近、 業務上横領罪に加功した非占有者の公訴時効期間の基準となる刑をいかに判断すべきかが問題となった、

106

功すれば、 役を務めていた。このような場合に、非身分者の正犯性をアプリオリに否定するなら、 最悪でも狭義の共犯という評価で済む」といったような考えが、全く生じないとは限らないだろう。 「非身分者になってから身分犯に加

- (⑾) 松宮孝明『刑法総論講義 [第五版補訂版]』(成文堂、二○一八年)三一一頁。
- 108 ヤコブスのように規範妥当の侵害を考慮する場合、このことは一層顕著となる。
- (⑪) 十河(前掲注(72))三六頁以下も参照。
- 110 とはしなかった。 に加功した非占有者の法定刑が、単純横領罪の刑になるという規範の構造論が展開され、最高裁も、この理解を否定するこ 身分者用の条文が生成されるとみなすという理解に基づけば、 このことは、 前揭注 (㎡)の、令和四年判決の第一審(東京地判令和二年三月二六日刑集七六巻五号六六七頁)では、業務上横領罪 罪名と科刑の分離を意味しない。 同六七一頁以下を参照 なぜなら、身分犯の各則規定から、 基本犯の刑が非身分者用の条文の 六五条一項及び二項の媒介により、 「法定刑」 になるからであ
- 111 決める基準とされるべきものといえる」とされた。刑集七六巻五号六一七頁を参照 上に成り立つ制度であるが、 前揭注 を科す刑法六五条二項は、 したがって、このように処罰の必要性をよりよく反映した刑が、 106 の、令和四年判決における山口厚裁判官の補足意見では、「公訴時効は処罰の必要性と法的安定性 処罰の必要性は被告人に科される刑の重さによって表されている。身分のない共犯に 身分がないことにより認められる処罰の必要性の相違を科し得る刑に反映させるための規定 法の定める制約の枠内において、 公訴時効期間を の調 |通常 和
- 112 岡部 五頁注12、 (前掲注 西田典之 (87)) 八○頁。また、内田文昭「法益侵害と行為無価値の諸問題」 (橋爪隆補訂) 『刑法各論 〔第七版〕』(弘文堂、二○一九年) 三五頁等も参照 神奈川法学四〇巻三号(二〇〇七年)
- 113 に寄与したことが、 分は加減的身分であると解釈し得る。 遺棄と不保護に本質や危険性の差異が(ほぼ)ないのであれば、いずれにせよ、実質的にみて保護責任者という身 保護責任者遺棄等罪の共犯が成立し、 量刑を重くするということになろう。 その場合、 単純遺棄罪の刑が科された上、その範囲内で、 およそ刑法二一八条に加功した非身分者には、六五条一項と二項が併せて 二一八条に固有の不法発生
- 114 (展は望めない」という指摘がなされるところである。 照沼 六五条は、 「特殊な効果を生じさせる難解な規定につき、その根幹である身分概念自体の検討を怠ったままでは、 (前掲注 (105)) 五七五頁 議論の

所属・現職 慶應義塾大学大学四野 匡将(おかの ただまさ)

所属学会

刑法日本刑法学会

専攻領域

日本刊去されて、日本刊去されば、日本刊去されば、日本刊去されば、日本刊去されば、日本刊去されば、日本刊去されば、日本刊去されば、日本刊去されば、日本刊去されば、日本刊本刊を開いていませんが、日本刊を対して